

居 宅 介 護 支 援 重 要 事 項 説 明 書

1. 事業所(名称)の概要（令和6年4月1日現在）

事業所名	トヨタ自動車健康保険組合 居宅介護支援 ジョイプラン
所在地	愛知県豊田市平和町1丁目1番地
電話番号	0565－24－0624
事業所介護保険指定番号	居宅介護支援 （愛知県 2373000336号）
管理者	鈴木 理香
営業時間	8時30分～17時30分 ※上記時間外、必要に応じて相談対応
休日	土・日曜日およびGW・お盆・年末年始の休日
職員体制	計4名 管理者兼主任介護支援専門員1名 主任介護支援専門員2名、介護支援専門員1名
サービスを提供する地域	豊田市中学校区 （豊南・美里・益富・朝日丘・末野原・竜神・松平）

2. 居宅介護支援の主な内容

（1）要介護認定(要介護・要支援更新認定、要介護状態の区分の変更の認定)にかかわる申請の代行
（2）心身の状況、生活環境、本人・家族の希望を入れたケアプランの作成
（3）ケアプランに基づくサービス実施事業者との連絡調整
（4）ケアプランの実施状況の把握、変更等の実施
※ 上記を実施するにあたり、月1回の本人面接を必須とし、状況確認をさせていただきます

3. 当居宅介護支援事業所の運営方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるように配慮して行います。
- ② 事業の実施にあたり、「利用者は複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること」を利用者およびその家族に説明し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行います。（別紙『サービス利用割合等 説明書』参照）
- ③ 事業の実施にあたり、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な介護サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮いたします。
- ④ 事業の実施にあたり、関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

4. 居宅介護支援事業所の義務

- ① 居宅介護支援提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名および連絡先を病院または診療所に伝えるよう求めます。

- ② 居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師または薬剤師に提供します。
- ③ 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治の医師の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、主治の医師等に交付します。

5. 守秘義務

事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後および、事業所の職員退職後も同様です。文書で同意を得ない限り、利用者およびその家族の個人情報を用いません。

6. 利用料金

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません。

【注】地域区分 豊田市は3級地：1単位 11.05 円

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当方からサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日、市役所に提出すると全額払い戻しを受けられます。

基本	居宅介護支援費（Ⅰ） 取り扱い件数45件未満	要介護1・2 1,086 単位/月	要介護3・4・5 1,411 単位/月	毎月
	特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位/月	加算要件を満たすこと（※裏面右参照）	毎月
加算	初回加算	300 単位/月	新規でケアプランを作成	対象月のみ
	通院時情報連携加算	50 単位/月	医師又は歯科医師の診察に同席し、医師又は歯科医師等と情報連携	
	入院時情報連携加算（Ⅰ） 入院時情報連携加算（Ⅱ）	250 単位/月 200 単位/月	入院した日のうちに情報提供 入院日した日の翌日又は翌々日に情報提供	
	退院・退所加算（Ⅰ）イ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 退院・退所加算（Ⅱ）イ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 退院・退所加算（Ⅲ）	450 単位/回 600 単位/回 600 単位/回 750 単位/回 900 単位/回	入院等の期間中に病院職員から情報を得るための面談を行いケアプラン作成 連携1回 連携1回（カンファレンス参加） 連携2回以上 連携2回（内1回以上カンファレンス参加） 連携3回以上（内1回以上カンファレンス参加）	
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/回	病院の求めにより病院等の職員と居宅訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整	
	ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月	在宅死亡の利用者に対し終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で14日以内に2日以上、居宅訪問し居宅介護支援を提供	

7. 事故発生

サービス提供にあたって、事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族に連絡すると共に必要な措置を講じます。

8. 解約

利用者は、文書または口頭で通知することにより、利用を解約することができます。
1ヶ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。
その場合は他の居宅介護支援事業所に関する情報を提供いたします。
また、利用者が退院・退所予定のない長期の入院・入所をされる場合や利用継続が困難となる程度の背信行為等を行った場合には、1ヶ月以上の予告期間をもって事業所からの解約・終了をさせていただきます。

9. サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情およびケアプランに基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

ジョイプラン 担当 鈴木 理香	電話 0565-24-0624
豊田市介護保険課	電話 0565-34-6634
愛知県国民健康保険団体連合会	電話 052-971-4165
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	電話 052-212-5515

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

事業所は、提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

11. 介護保険関連情報等の活用とPDCAサイクルの推進

介護保険等関連情報等を活用し、*PDCAサイクルを推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。

*PDCAサイクル：P（計画）D（実施）C（評価）A（改善）を繰り返すことによって、継続的に改善する手法

12. 虐待防止に関する事項

- ① サービス提供中に職員または養護者（利用者の家族等養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報いたします。
- ② 事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - ・虐待防止のための指針を整備しています。
 - ・従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を定期的実施しています。
 - ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

13. ハラスメント対策

- ① 事業所は適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。

- ② 契約者（利用者）様、ご家族様または身元保証人等からの事業所やサービス従業者、その他関係者対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスの利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

14. 身体拘束等の適正化

- ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- ② 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15. 事業継続計画の策定

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 介護支援専門員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。
業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置

- 事業所は感染症が発生、または蔓延しないように、次の措置を講じるよう努めます。
 - ・事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催します。
 - ・事業所における感染症の予防および蔓延防止の為の指針を整備します。
 - ・介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

*【特定事業所加算（Ⅱ）の要件】

1. 常勤の主任介護支援専門員を配置
2. 常勤の介護支援専門員を3名以上配置
3. 利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催
4. 24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
5. 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施
6. 地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供
7. 家族に対する介護を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している事
8. 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
9. 居宅介護支援の提供を受ける利用者数が介護支援専門員1人当たり45名未満であること
10. 介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制を確保
11. 他の法人の居宅支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施
12. 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成